

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人大麻福祉の町

1. 基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 各基準省令に規定する身体拘束禁止規定の遵守

サービス提供にあたっては、当該利用者や他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

利用者の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う場合がある。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束等適正化にむけての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ② ことばや対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるよう

な行為は行わない。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適性委員会において検討する。

- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活を送って頂けるよう努める。

（４）利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただけるため、サービス契約時に法人・事業所の方針を説明する。サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束禁止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努める。

３．身体拘束等適正化に向けた体制

（１）身体拘束等適正委員会の設置

当法人・事業所では、身体拘束の適正化に向けて身体拘束適正委員会を設置する。

① 設置目的

事業所内等での身体拘束等適正化に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束等適正化に関する職員全体への指導

② 身体拘束等適正委員会の構成員

- ・ 園長
- ・ 管理職
- ・ 支援員
- ・ 看護職（事業所に配置されている場合） 等

③ 身体拘束等適正委員会の開催

原則、虐待防止委員会との同時開催とする。（個別開催も可）

必要な時は随時開催する

４．やむを得ず身体拘束を行う時の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

<身体拘束に該当する具体的な行為>

- ① 自由に動けないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ② 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける
- ③ 支援者が自分の体で利用者・児を抑えつけて行動を制限する

- ④ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑤ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する
- ⑥ 利用者・児の意思を無視して無理に従わせる

① 身体拘束適正委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認をする。

要件を確認したうえで、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

② 利用者本人や家族に対しての報告と説明

要件を確認したうえで、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する報告書を作成する。

報告書に基づき、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施する。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討していく。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

④ 拘束の解除

3の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告する。

5. 身体拘束適正化・改善のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束適正化と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行う。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

6. 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利

用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、身体拘束適正委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

7. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束適正化への理解と協力を得るため、事業所ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

令和4年9月1日施行

令和5年9月1日一部改正 同日施行

令和6年11月28日一部改正 同日施行